

令和元年分所得税の青色申告決算説明会

大田原税務署では、営業所得や農業所得に関する所得税の青色申告決算説明会を次のとおり開催します。

開催日時	対象	開催会場	対象地区
12月11日(水) 午後2時～4時	営業所得者 不動産所得者	那須町文化センター 2階研修室 (那須町大字寺子乙 2567-10)	那須町
12月12日(木) 午後2時～4時	営業所得者 不動産所得者	那須塩原市厚崎公民館 2階大研修室 (那須塩原市上厚崎 500-1)	那須塩原市
12月13日(金) 午前10時～正午	営業所得者 不動産所得者	大田原市役所本庁舎 1階 101 市民協働ホール・102 会議室 (大田原市本町 1-4-1)	大田原市
12月13日(金) 午後2時～4時	農業所得者		大田原市 那須塩原市 那須町

※対象地区以外の会場にも出席できます。

問 大田原税務署

TEL (23) 3115 (代表)

※自動音声案内「2」を選択。

差押えた不動産を入札により公売します

問 収納対策課 本2階 TEL(23)8703

公告番号	売却区分	所在	地番/家屋番号	地目/種類	地積/床面積	見積価額	公売保証金	備考
公告第77号	77-1	佐久山	4427番100	畑	944㎡	330,000円	40,000円	農地
公告第78号	78-1	佐久山	4431番44	畑	1,110㎡	400,000円	40,000円	農地
公告第79号	79-1	佐久山	4427番25	田	1,090㎡	1,940,000円	200,000円	農地一括入札
		佐久山	4427番27	田	1,216㎡			
		佐久山	4427番28	田	819㎡			
公告第81号	81-1	須賀川	5656番	田	4,561㎡	2,130,000円	220,000円	農地

- 公売(入札)の日時…2月5日(水)午前10時～10時10分
- 公売(入札)の場所…大田原市役所 新庁舎1階103会議室
- 公売の参加条件および注意など…入札に際し公売保証金、印鑑、運転免許証など本人確認ができるものが必要です。代理で参加する場合には、委任状が必要です。農地は、大田原市農業委員会の発行する【買受適格証明書】が必要です。農業委員会への申請期限は12月27日(金)ですのでご注意ください。不動産の概要は、登記簿上の表示であり、入札前にあらかじめ公売財産の現況を確認し、関係公簿などを閲覧した上で、入札してください。期日までに滞納者が滞納金額を完納した場合、公売は中止となります。入札前に公売の説明を行いますので、公売(入札)開始時刻の20分前(午前9時40分)に来場ください。公売保証金の納付期限は入札終了時刻の5分前(午前10時5分)です。落札した不動産について、現地引渡しは市では行いません。落札した不動産の境界確認が必要な場合は、買受人が行ってください。落札した不動産の権利移転にかかる登録免許税などは買受人の負担です。落札した不動産に土地改良区の未納賦課金がある場合は、買受人に承継されます。市は瑕疵担保責任を負いません。

令和2年分 農業用軽油免税証の交付申請受付

問 大田原県税事務所 TEL(23)4172

申請受付日程表

必要書類

月日	受付時間		場所	申請区分	使用者証	印鑑	報告書	納品書	耕作者証明	交付手数料	
	午前	午後		使用者証 継続	使用者証 更新	使用者証 紛失	新規	○ 面積が増加する場合	○ 面積が増加する場合	○	
1月27日(月)	午前9時30分 ～11時30分	午後1時 ～3時	総合文化会館1階 第1会議室 (本町1-3-3)	使用者証 継続	○	○	○	○	○	—	
1月28日(火)				使用者証 更新	○	○	○	○	○	420円	
1月29日(水)				使用者証 紛失	—	○	○	○	○	420円	
1月30日(木)				新規	—	○	—	—	○	420円	
1月31日(金)											
2月3日(月)											
2月4日(火)											

- ※いずれの日も午前11時30～午後1時は受付できません。
- ※受委託契約により交付を受けている方は、書類のお忘れがないようお願いします。
- ※機械に変更がある場合は、変更内容の分かるもの(メモなど)をお持ちください。
- ※軽油免税証の交付を2年以上申請していない方は、新規扱いとなります。

本 本庁舎（新庁舎）

湯 湯津上庁舎

黒 黒羽庁舎

生 生涯学習センター

体 県立県北体育館

**市税等の納付には
口座振替が便利です**

市では市税などの口座振替による納付をお勧めしています。口座振替の手続きをすれば、登録完了後は指定の預貯金口座から納期毎に自動で納期限日に振替納付され、とても便利です。

- **口座振替できる税金等（収納対策課取扱分）**：市県民税▼固定資産税・都市計画税（単有・共有名義（〇〇外〇名）、代表相続人等、納税義務者は別人扱いとなります）▼軽自動車税（車両指定はできません）▼国民健康保険税（世帯主課税のため、世帯主名での手続きが必要です）▼介護保険料▼後期高齢者医療保険料
- **申込先（各金融機関の本店・各支店）**：足利銀行、栃木銀行、大田原信用金庫、白河信用金庫、鳥山信用金庫、那須信用組合、那須野農業協同組合、ゆうちょ銀行（郵便局）
- **持ち物**：▼納税通知書（納税義務者名を正確に記入す

るため）▼口座振替をする
預貯金通帳▼通帳届出印

- **申込方法**：「大田原市公金口座振替依頼書」に必要事項を記入し、届出印を押して各金融機関に提出してください。
- **振替の開始**：申込み月の翌月末以降の納期限日から口座振替が開始されます。金融機関に申込みいただき、市の登録手続きが完了してから、一カ月以内に「口座振替開始通知書」（葉書）が届けられます。
- **注意事項**
 - ①「市税等納期限一覧」に記載のない期別や納期限を過ぎたものは、口座振替できません。
 - ②残高不足で振替処理ができなかった時は、「口座再振替通知書」を送付し、約2週間後の15日を目安に再振替を行います。

TEL 問 収納対策課 **本** 2階
(23) 8639

あなたの税が未来を拓く 県内一斉地方税滞納整理強化月間 問 収納対策課 **本** 2階 TEL(23)8703

- **県内一斉の取組**…納税の公平と税収の確保を図るため、12月を滞納整理強化月間として、栃木県と県内全25市町が協働して、県内一斉に徴収の強化に取り組めます。
- **市税等は納期内に納税を**…市税等の滞納は、市の財政を圧迫し、市民サービスに支障をきたすことになりかねません。また、督促状の送付などの経費に余分な税金を使うこととなります。そして何より、納期内に納税している大多数の皆さんとの公平性を欠くことにもなります。納め忘れを防止するためにも、安心・確実な口座振替制度をご利用ください。



【平成30年度滞納処分の執行状況】

財産調査	16,389件	財産差押え	860件
換価件数	1,786件	換価金額	99,285千円

【納税・滞納処分 Q & A】

- Q1 借金があるから税金が払えません。
A1 法律によって、税金はすべての債務(借金含む)に優先すると定めてあります。別段の定めがある場合を除き、私的債務より税金が優先されます。(地方税法第14条)
- Q2 いきなり差押えはあんまりでないか。
A2 税金は納期内納税が大原則です。納期限が過ぎて20日後には督促状が発送されますが、その日から起算して10日を経過した日までに完納しないときは「差し押えなければならない」と明示してあります。(地方税法第331条など)
- Q3 個人の財産を勝手に調べて差押えられたが、プライバシーの侵害ではないの？
A3 税金を滞納すると、国税徴収法・地方税法に基づき、市には滞納者の財産すべてに対する調査権限が発生します。この権限により調査を受けた金融機関、勤務先、保険会社などの関係機関は、協力しなければなりません。また、財産の調査は、個人情報保護法に関しても情報提供の制限から除かれております。
- Q4 小額滞納でも差押えはするの？
A4 金額の大小にかかわらず、税負担の公平性を確保するためにも差押えは行われます。「小額の滞納だから差押えられないはず・・・」といった考えはお止めください。